

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋換気空調系給気ファンの点検において、ケーシング内部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
2	2号機	残留熱除去系B系ポンプの駆動用電動機の潤滑油ヒーター温度制御回路の電源スイッチに動作不良（チャタリング現象）が認められたため、当該温度制御回路を点検・修理	D	
3	3号機	廃棄物処理建屋2階の除染エリアにおいて、仮設足場パイプのシート養生作業中の協力企業作業員が左手を負傷したことから、業務車にて病院へ搬送し診察・治療を受けた結果、「左手中指挫創（約2週間の加療の見込み）」と診断されたため、対応検討	C	
4	3号機	所内ボイラ用給水タンクへの補給水弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）燃料油ドレンタンク用レベルスイッチの点検において、内部機構固定用金具に破損（ひび割れ）が認められたため、当該金具を補修	D	
6	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）のレベル調整用信号変換器の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
7	4号機	高圧復水ポンプ（A）の点検において、駆動用電動機軸受温度検出器の信号ケーブル接続部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	残留熱除去系ポンプ（B）の点検において、軸のセンタリング調整後の測定値に許容値外れが認められたため、対応検討	C	
9	4号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査（原子炉水位計））において、原子炉水位計に動作不良が認められたため、当該計器を交換し検査を再開	D	
10	4号機	定期事業者検査（制御棒駆動機構機能検査）において、制御棒（26-43）の引抜所要時間に判定値外れが認められたため、調整後、再検査	D	
11	4号機	中央操作室警報回路用電源スイッチの不良により、「原子炉蒸気供給系警報電源喪失」を示す警報が発生し、中央操作室制御盤に点灯中の警報ランプが消灯したため、当該電源スイッチを交換	C	
12	5号機	プラント起動操作において、制御棒（10-23）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜けてしまったため、当該制御棒を1ノッチ挿入し、起動操作を再開	C	
13	5号機	プラント起動操作において、制御棒（45-11）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜けてしまったため、当該制御棒を1ノッチ挿入し、起動操作を再開	C	
14	5号機	プラント起動操作において、制御棒（42-39）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜けてしまったため、当該制御棒を1ノッチ挿入し、起動操作を再開	C	
15	5号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン出口のサンプリング用試料採取盤内のフィルタ上部の留め金具の外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用燃料デイトンク室入口扉に動作不良（ラッチ部の固着）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
17	集中環境施設	ペレット等固化設備建屋地下2階に設置されている監視カメラ（1台）に動作不良が認められたため、当該カメラを点検・修理	D	
18	その他	平成21年度「春の定期健康診断結果」を安全衛生委員会に報告していなかったことを労働基準監督署よりご指摘を受けたため、安全衛生委員会に報告及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで